

生活保護申請書

宛先

福祉事務所所長

年 月 日

申請者氏名

印

連絡先

要(被)保護者との関係

住所または居所

次の通り生活保護法による保護を申請します。

保護を受けたい人の名前	氏名	続柄	性別	生年月日	職業	健康状態
		本人				
保護を受けたい理由						

キリトリ

キリトリ

生活保護の利用条件はとてもシンプルです

せい かつ ほ ご せい じょう せい かつ ご ま ひ と た い
生活保護は、さまざまな事情で生活に困った人に対し、

けん ぽう せい ぞん けん ほ じょう り ねん も と く に せい かつ ほ じょう せい ど
憲法の生存権保障の理念に基づき、国が生活を保障する制度です。

せい かつ ほ ご り よう きび じょう けん た い へん かん が ひ と
生活保護を利用するには厳しい条件があって大変なのでは？ と考える人が

多いのですが、本来はとてもシンプルなものです。

こう せい りう どう しょう さだ き じゆん き さいてい せい かつ ひ せい かつ さいてい げん ひつ ぶよう ひ ゃう
厚生労働省が定める基準で決められる「最低生活費(生活するために最低限必要な費用)」

より、あなたの世帯の収入が低ければ、その差額が生活保護費として支給されます。(収入がなければ最低生活費と同額が支給されます)

※ただし、「すぐに換金できる資産がない」などの条件はあります。

あなたの世帯の「最低生活費」は、

- ① 住んでいる地域
- ② 世帯の人数・構成
- ③ それぞれの年齢
- ④ 各世帯の個別の事情(障害の有無・程度、家賃額など)

によって決められています。

さいてい せい かつ ひ 最低生活費

Aさん世帯の場合



- ① 東京都23区在住
- ② ひとり暮らし
- ③ 45歳

最低生活費 **13万5,140円**
11~3月は+3,080円

Bさん世帯の場合



- ① 大阪市在住
- ②③ 母33歳
- 子14歳・子8歳

最低生活費 **26万6,090円**
11~3月は+4,570円

Cさん世帯の場合



- ① 宮崎市在住
- ②③ 夫73歳
- 妻68歳

最低生活費 **14万3,740円**
11~3月は+3,630円

さいてい せい かつ ひ
最低生活費 (生活保護基準)

しゅう 入 (ねん 金・給 与・各 種 手 当・恩 給 等)

さ 額 を 支 給

せい かつ ほ じ
生活保護費

親族の援助(扶養)は強制ではありません

「親や子どもなどに迷惑をかけたくない」と申請をためらう人も多くいますが大丈夫です。親族に仕送りを強制することはできないので心配せずに申請しましょう。

● 親族の援助(扶養)は、生活保護の〈要件〉ではありません。

法律では「扶養は保護に優先する」とされていますが、これは「実際に仕送りがあつたらその分だけ保護費を減らす」という意味にすぎません。

ふーん
それだけ
なんだね



● 援助(扶養)を強制されることはありません!

役所は、「親や兄弟に「〇〇さんが生活保護を申請しましたが援助できますか?」と問い合わせ(扶養照会)をします。でも、援助はできる範囲であればよく、援助する気持ちや余裕のない場合には、親族は断ることができます。また、親族が援助を断っても生活保護は利用できます。

いろいろ心配…

生活保護法の「改正」で、援助(扶養)に関する内容も変わるのでは…?

法律が変わっても基本的な考え方は変わらず、生活保護申請者や受給者に対する親族の扶養義務が強化されたというようなことはありません。

役所が親族に収入などについて聞けるようになりますが、それは「明らかに扶養できる」場合に限られ、その場合でも答える義務はありません。

親族に居場所を知られたくない場合は…?

虐待やDVなどの事情で親族に居場所を知られると危険な場合や、長年音信不通、未成年者、主婦、概ね70歳以上などで明らかに仕送りが期待できない場合には、本来は、問い合わせ(扶養照会)を差し控えてもらえます。

だいじょうぶ
大丈夫。
心配
しないで!



そう だん
いっ しょ やく しょ い
相談したい、一緒に役所に行ってほしいと
おも
思ったら

む りょう
無料
そう だん
相談

とうほくせいかつ ほ ご りょう しえん
東北生活保護利用支援ネットワーク
☎022-721-7011 (月水金(祝日除く)/13時~16時)

しゅと けん せいかつ ほ ご し えん ほうりつか
首都圏生活保護支援法律家ネットワーク <http://www.seiho-law.info/>
☎048-866-5040 (平日/10時~17時)

にんてい ほうじん じりつせいかつ
認定NPO法人 自立生活サポートセンター・もやい <http://www.moyai.net/>
☎03-3266-5744 (火/12時~18時、金/11時~17時のみ)

ほくりくせいかつ ほ ご し えん ぶく い ぶく い とやま
北陸生活保護支援ネットワーク福井 (福井・富山)
☎0776-25-5339 (火/18時~20時)

ほくりくせいかつ ほ ご し えん いしかわ
北陸生活保護支援ネットワーク石川
☎076-231-2110 (火/18時~20時)

せいかつ ほ ご し えん じずおか
生活保護支援ネットワーク静岡
☎054-636-8611 (平日/9時~17時)

とうかいせいかつ ほ ご りょう しえん あい ち ぎ ぶ み え
東海生活保護利用支援ネットワーク (愛知・岐阜・三重)
☎052-911-9290 (火・木/13時~16時)

きん き せいかつ ほ ご し えん ほうりつか
近畿生活保護支援法律家ネットワーク
☎078-371-5118 (平日/10時~16時)

せいかつ ほ ご し えん ちゅうごく
生活保護支援中国ネットワーク
☎0120-968-905 (平日/9時半~17時)

し ごくせいかつ ほ ご し えん ほうりつか
四国生活保護支援法律家ネットワーク
☎050-3473-7973 (平日/10時~17時)

せいかつ ほ ご し えん きゅうしゅう
生活保護支援九州ネットワーク
☎097-534-7260 (平日/13時~17時)

ほうりつか そうだんたいおう じ かん ば あい
※法律家による相談対応までに時間がかかる場合があります。

せいかつ ほ ご せんもんそうだんまどぐち べん ご し かい かく ち べん ご し かい とい あわ
生活保護の専門相談窓口のある弁護士会もあります。各地の弁護士会にお問い合わせください。